

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)を採用している。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっている。

(2) 退職資金事業準備金の計上基準

① 退職資金事業準備金は、私立学校教職員に対する退職資金の交付に備えて、当期末における退職資金事業積立資産(未収補助金を含む)の額を基礎として算定した金額を計上している。

なお、退職資金事業として保有している退職資金事業積立資産は、全て退職資金の交付のみに使用することと規定されているため、退職資金事業準備金は、退職資金事業積立資産と同額になっている。

② 退職資金事業に登録されている教職員全員が退職したと仮定した場合に必要な「期末要支給額」は、令和5年3月31日現在、1,347,272,408円となっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 特定資産の増減額及びその残高

科目	前期末残高	当期増減額	当期末残高
特定資産			
退職資金事業積立預金	799,954,918	105,013,705	904,968,623
退職資金事業未収補助金	39,460,176	1,553,424	41,013,600
合計	839,415,094	106,567,129	945,982,223

3 特定資産の財源等の内訳

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
退職資金事業積立預金	904,968,623	—	—	904,968,623
退職資金事業未収補助金	41,013,600	—	—	41,013,600
合計	945,982,223	—	—	945,982,223